「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について

（答申）

令和８年８月

港区環境審議会

内容

第１章 港区環境基本計画策定に求められる視点 1
　第１節　国内外の環境情勢の変化と本区を取り巻く動向 1
　第２節 区のこれまでの取組の成果と課題 2
　第３節 策定の視点 4
第２章 めざす環境像 5
第３章 施策の基本的考え方 6
　第１節 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野） 6
　第２節 未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野） 8
　第３節 良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野） 11
　第４節 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野） 12
　第５節 環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野） 14
第４章 分野横断的な取組 15
第５章　施策の推進に向けて 16
　第１節 推進体制 16
　第２節 進行管理 16

文章中などにおいて＊が付く用語は、用語解説（p.16～）に解説を掲載しています。

第１章 港区環境基本計画策定に求められる視点

第１節　国内外の環境情勢の変化と本区を取り巻く動向

区ではこれまで港区環境基本計画のもと、脱炭素*や資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境施策を総合的に推進してきました。令和５（2023）年度の現行計画改定以降も、国内外を取り巻く情勢は変化し続けており、国や東京都の政策においても、より実効性を重視した施策強化が進められています。

国は、令和６（2024）年５月に閣議決定した「第６次環境基本計画」において、環境政策の最上位目標として「国民一人一人のウェルビーイング*／高い生活の質」を掲げており、その実現のために脱炭素、循環経済（サーキュラーエコノミー）*、ネイチャーポジティブ（自然再興）*を同時達成する統合的アプローチが重要としています。

こうした方針に基づき、国や東京都においては、各分野で以下のような施策が進められています。

［地球環境分野］

国は、令和７（2025）年２月に新たな「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2035年度▲60％、2040年度▲73％（2013年度比）の新たな温室効果ガス排出削減目標を設定し、再生可能エネルギーなど脱炭素電源の最大活用とエネルギー安全保障の確保とを一体的な取組と捉え、2050年カーボンニュートラル*の実現に向けた対策強化を推進しています。また「気候変動適応計画」においても、令和５（2023）年５月の一部変更により、熱中症対策が喫緊の課題として強化されました。

東京都においても、令和６(2024)年度に「ゼロエミッション*東京戦略 Beyond カーボンハーフ*」を策定し、2035年▲60％（2000年比）の高い目標を掲げています。あわせて、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）*」を改正し、令和７(2025)年４月から新築住宅等への太陽光発電設備設置義務化を施行するなど、再生可能エネルギーの主力化に向けた官民一体の取組を加速させています。

［資源循環分野］

国は、令和６（2024）年８月２日に「第五次循環型社会形成推進基本計画*」を閣議決定し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略として位置付けるとともに、地域資源を地域内循環させる仕組みづくりの推進や、2040年までに「追加的なプラスチック汚染ゼロ」を目指すことを示しました。あわせて、「資源有効利用促進法*」の改正により、再生資源の利用義務化やＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマース*の促進を盛り込んだり、「再資源化事業等高度化法*」の施行により、製造・リサイクル事業者に高度な再資源化を義務付けるなど、関連法制度の整備・見直しを進めており、再資源化の量と質の双方の向上を図る取組の強化を進めています。

［生活環境分野］
国は、令和５（2023）年9月に採択された国際的な枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み（GCPF）」に基づき、世界的に化学物質管理の規制・監視が強化される中、令和８（2026）４月よりPFAS（有機フッ素化合物）を「水質基準」へと格上げしました。これを受け、東京都における水道水の水質管理などの対策が進められています。
東京都においては、令和８（2026）年度から交通結節点や公共施設へのリサイクルステーション整備への補助を開始したほか、区市町村が地域と連携して行う清掃活動やポイ捨て防止対策への支援を強化しています。

［自然環境分野］
国は、生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された国際的な枠組みである「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」を踏まえ、令和12(2030)年までのネイチャーポジティブ実現に向けた「生物多様性国家戦略2023-2030*」を策定しました。また、令和７（2025）年４月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律*」を施行し、自然共生サイト*の法制化を通じて、企業・団体等による保全活動を促進しています。
東京都でも、外来種対策、重要野生生物の保全方針の策定、自然環境デジタルミュージアム*基本計画の策定など、東京都生物多様性地域戦略のもとで取組を強化しています。令和６（2024）年には東京都生物多様性推進センターを開設し、地域における保全活動の支援や普及啓発を拡充するなど、都内の保全地域の管理やエコロジカルネットワーク*の形成を推進しています。

このように、国や東京都において実効性を重視した法制度の整備や施策強化が急速に進む中、本区においても、区の進むべき未来への確かな道筋を示す、新たな総合計画「ＭＩＮＡＴＯビジョン」と整合を図りつつ、区民、事業者と区が協働し、総合的な視点から持続可能な社会の実現に向けた環境施策を講じていく必要があります。

第２節 区のこれまでの取組の成果と課題

区は現行の港区環境基本計画において、多様な暮らしや経済活動が営まれる中、活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生し、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを推進してきました。また、区内では大規模な民間開発が進んでおり、建物整備に付随する大規模な緑化や、街区・地区単位での二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した取組など、環境に配慮した開発が進展しています。こうした取組の進展から、近年の環境データは指標により概ね横ばいまたは着実な改善傾向にありますが、区民アンケートにおける評価には依然として課題が残されています。
地球環境分野では、区有施設への再生可能エネルギー100％電力の導入など、区は先導的な取組を進めています。また、ＥＶ*化やシェアサイクル*の普及により、交通環境への区民満足度は向上しています。こうした区の施策や区民、事業者の省エネ行動

等により、区域の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。その一方で、こうした省エネルギー及び再生可能エネルギー施策が、必ずしも区民の実感や満足感に結びついていない状況や、都市部ならではの大規模なエネルギー消費への対策、気候変動の深刻化による区民生活への影響等が課題として挙げられます。このような状況を踏まえ、区民・事業者と危機感を共有し、気候変動適応策及び脱炭素施策を一体的に推進していくため、令和８年５月に「港区気候非常事態宣言」を行いました。

資源循環分野では、区の収集ごみ量は減少傾向にあるものの目標達成には至っていません。資源の分別適正率は97.3%と高い一方、可燃ごみの適正排出率は65.3%に留まり、家庭ごみのさらなる減量に向けては、一層普及啓発に取り組むことが必要です。食品ロス削減に向けた「食べきり協力店*」の登録促進や、事業系ごみ削減に向けた立入検査の強化など、実効性の高い施策を実施しており、今後も区民や事業者と連携した取組の継続が重要です。

生活環境分野では、公害苦情は減少傾向にあります。区では、定期的な環境調査を実施し、大気や水質等の状況を継続的に監視・公表することで、生活環境の安全確保に努めています。また、環境美化活動・キャンペーンの実施や喫煙場所の整備推進などにより、ポイ捨ての少なさに対する区民満足度は向上する一方、来街者の増加に伴い、ごみの管理や路上喫煙などのマナーに関する課題が顕在化するなど、新たな取組の推進が必要となっています。

自然環境分野では、緑被率*の向上、雨水浸透対策*の進展、区立公園の自然共生サイト認定など着実な成果を上げています。一方、区民の緑や水、生物多様性に対する満足度は向上していますが、川や海のきれいさや水辺への親しみに対する満足度は必ずしも高くなく、環境の質と区民の実感との間にギャップが生じています。今後は、みどりの保全や創出、生物多様性の理解と浸透に向けた取組を継続しつつ、水辺の利活用を通じた体験価値を向上する取組の強化が必要です。

環境保全活動においては、環境学習やイベントへの参加者数は増加しており、区民の参加機会は着実に拡大しています。一方で、環境について学ぶ機会や活動参加に対する満足度は必ずしも高くなく、活動量の増加が充実感につながっていない可能性があります。また、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」の会員事業者数が減少しており、活動の認知や参画促進に向けた情報発信の強化が必要です。

今後も人口や事業所の増加が見込まれる中、区は環境課題の解決を牽引し、効果的な支援策や普及啓発を通じて区民や事業者の主体的な行動を促すとともに、多様な主体が連携して環境施策を推進し、環境の質の向上と暮らしやすさの実現を図る必要があります。

第３節 策定の視点

本計画の策定に当たっては、現行計画策定後の社会情勢の変化や、環境分野に関する国内外の動向、区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえ、将来にわたり全ての人々が安全かつ安心して暮らし、活動することができる持続可能な先進都市を実現するため、次に掲げる視点に立って計画の改定を行うことが重要です。

① 「ＭＩＮＡＴＯビジョン」が掲げる目標や施策との整合を図りつつ、各分野の多様な施策との連携を強化することで、環境・社会・経済に係る課題の統合的解決を図り、区民の「健康・安全・快適性・つながり」といったウェルビーイングの向上をめざします

② 活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生する港区のポテンシャルを活かし、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性保全などを一体的に推進することで、環境保全と都市価値の同時向上をめざします

③ 区民、事業者、地域の団体、多様な主体の協働・連携を深めるとともに、一人ひとりの行動変容を促進し、多様化・複雑化する環境課題に取り組みます

第２章 めざす環境像

港区には、時代を超えて受け継がれてきた歴史や、地域で守り育まれてきた文化があり、国内外から多くの人が行き交う国際色豊かなまちとして発展してきました。

また、海や運河などの水辺や、四季の移り変わりを楽しめる公園・緑地などの豊かな自然環境が都会の風景の中に広がっており、これらが港区の大きな魅力となっています。

一方で、自然災害の脅威や地域コミュニティの衰退など、都心特有のさまざまなリスクも抱えており、その対応が必要となっています。

「ＭＩＮＡＴＯビジョン」では、港区がめざす2040年代のまちの姿として**『今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく幸せに暮らせるまち』**を将来像に掲げています。

あわせて、環境・リサイクル分野の将来像として**『みんなの意識と行動が未来を変える。自然が暮らしを彩るサステナブルシティ*』**を示しています。

誰もが幸せを感じられるまちの実現に向け、想いを一つに、港区に関わる人たちが協力し合いながら歩みを進めていくことが重要であり、本計画においても「ＭＩＮＡＴＯビジョン」で掲げる将来像をめざす環境像として位置付け、環境・リサイクル分野における持続可能なまちづくりを一体的に推進していきます。

本計画のめざす環境像

自然が暮らしを彩るサステナブルシティ みなと
～みんなの意識と行動が未来を変える～

第３章 施策の基本的考え方

「第１章　港区環境基本計画策定に求められる視点」を踏まえつつ、めざす環境像を実現していくため、引き続き環境施策を次の５つの方針で捉え、以下に示す方向性に沿って施策を講じていくことを提言します。

方針	方向性
（１）脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める［地球環境分野］	・二酸化炭素の排出抑制（地球温暖化の緩和策） ・気候変動に起因すると指摘されている様々な影響への対策（気候変動への適応策）
（２）未来につなぐ循環型の都市をつくる［循環型社会分野］	・３Ｒ（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進 ・循環経済の推進、プラスチック・食品ロス対策の推進
（３）良好で快適に暮らせる生活環境をつくる［生活環境分野］）	・大気汚染等の公害の防止 ・開発が環境に与える影響への対策 ・環境美化に関する取組の推進
（４）自然と生きものにやさしい都市環境をつくる［自然環境分野］	・多様なみどりの保全と創出 ・生物多様性に関する取組 ・古川、運河、台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全・再生に関する取組
（５）環境に対する意識を高め行動を広げる［環境保全活動分野］	・区民、事業者等の環境保全意識の向上による行動変容の促進 ・そのための環境教育、環境学習等の推進

第１節 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）

深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。国や東京都では、2035年度や2040年度を見据えた新たな温室効果ガス排出削減目標を掲げ、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた抜本的な対策強化を打ち出しています。また、激甚化する気候変動の影響から人々の生命と健康を守るため、熱中症対策の強化を強力に推進するなど、脱炭素化と気候変動適応策の双方で施策強化を進めています。

こうした中、事業活動が活発な港区は、東京都内で二酸化炭素排出量が最も多い自治体であり、先導的な脱炭素化に向けた取組の強化・加速化が強く求められています。加えて、都市特有の暑熱環境や、集中豪雨に伴う内水被害などの自然災害リスクの増大も懸念されており、区が表明した「港区気候非常事態宣言」に基づく喫緊の対策であるという共通認識のもと、実効性のある取組を強化しなければなりません。

これらの複合的な課題を解決するためには、区民や事業者の主体的な行動変容を促すとともに、国、東京都、さらには民間企業が有する先進技術を積極的に活用し、多様な主体及び分野を超えた連携を緊密にしながら以下の施策を展開していく必要があります。

① 2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の加速

- 国や東京都の新たな目標設定を踏まえた、港区における新たな二酸化炭素削減目標の設定と、その達成に向けた実効力のある対策強化が必要です。
- 特に、二酸化炭素排出量の多くを民生部門（業務・家庭）が占め、集合住宅やテナントビルが多いという港区の特性を踏まえ、既存建築物の断熱改修や高効率設備等の導入を進めるとともに、新しい省エネ住宅基準である「GX-ZEH*」の普及促進や、国の「ZEB*ロードマップ」を念頭に置いた港区独自の ZEB・ZEH*化施策のあり方を整理し、脱炭素化に資する建築物の普及に向けた取組を進めることが求められます。
- 民間建築物における脱炭素化を加速するため、以下の取組等を通じて都市の魅力や価値を高めながら創エネルギー・省エネルギー施策を推進していくことが必要です。
 - 建築主だけでなくテナントビルや集合住宅の入居者・管理組合への働きかけの強化（ライフサイクルカーボン*の把握・見える化、各主体にあわせた経済的・環境的メリットの分かりやすい啓発など）
 - 創エネルギー・省エネルギー機器等助成制度のさらなる深化（カーボンクレジットの創出など新たなアプローチの推進）
 - 限られた都市空間で効果を発揮するペロブスカイト太陽電池等の先進技術の積極的な導入
- 区内二酸化炭素の約13%を占める運輸部門の対策において、これまで区が推進してきた自転車シェアリングのほか、次世代自動車の導入促進に向けた国や東京都による取組動向を踏まえ、地球環境に配慮し自然環境への負荷を最小限に抑えるエコフレンドリー*な移動手段への転換を後押しする啓発や支援が必要です。
- 全国の自治体や企業等との先駆的な連携（国産木材の利用促進、森林整備を通じた二酸化炭素吸収、再生可能エネルギー由来電力の調達など）による取組を、より多くの区民や事業者に浸透・拡大し大きな成果につなげるため、実際の二酸化炭素削減効果に加え、カーボンクレジット*などの環境価値を活用した普及啓発、施策の展開が重要です。

 環境分野にとどまらない分野横断の視点で、都市計画や産業振興、教育等の各分野が緊密に連携し、大規模都市開発や中大規模建築物の施設更新等の機会を的確に捉え、新たな技術の導入などによる脱炭素化を誘導・促進していくことが必要です。

・ 区民や事業者の属性、ライフスタイル、事業活動の状況等にあわせ、実効性のある行動変容の契機となる啓発を行うことが必要です。

② 区有施設における脱炭素化の推進

・ 区は、エネルギーを消費する一事業者として、また区内の脱炭素化を牽引する立場として、自らの事務事業から排出される二酸化炭素の削減に率先して取り組むことが必要です。
・ これまで実施してきた区有施設への再生可能エネルギー100％電力の導入をはじめとする先導的な取組をさらに進めながら、公共建築物の新築や大規模改修の機会を的確に捉えたZEB化やペロブスカイト太陽電池等の導入など、先進的な省エネルギー・創エネルギー技術の実装を積極的に進めていくことが重要です。
・

③ 気候変動への適応による都市のレジリエンス*強化、安全・安心な暮らしの確保

・ 令和８（2026）年５月に表明した「港区気候非常事態宣言」を受け、区民の「いのち」と「暮らし」を守るため、既に現れ始めている気候変動の影響に対する危機感や取組を地域全体で共有し、区民・事業者の「適応」にかかる行動変容を加速させていくことが必要です。
・ 喫緊の課題である都市の暑熱問題については、関連部局（健康、福祉、土木、防災等）が認識を一つにした迅速かつ柔軟な取組が必要です。
 - 高齢者や乳幼児、外国人区民等に対する、熱中症予防に関する情報発信の強化
 - 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）*のさらなる拡充・周知
 - 日陰のある心地よいまちづくりの推進　など
・ 激甚化する自然災害への対応として、雨水流出抑制や都市の熱環境緩和に資するグリーンインフラ*やブルーインフラ*の活用、停電時にも都市機能を維持するための再生可能エネルギー等の活用によるエネルギーの強靭化など、関連施策を総合的かつ一体的に展開し、安全・安心な暮らしの基盤確保と都市の環境価値の向上を図っていくことが必要です。

第２節 未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）

国において、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略に位置付ける新たな基本計画が策定され、法制度の整備・見直しを通じて、製品のライフサイクル全体における再資源化の「量」と「質」の向上が進められています。また、食品ロス削減に向けて、事業系食品ロスの削減目標の強化や、目標の早期達成に向けた施策の拡充が図られており、やむを得ず廃棄される食品のリサイクルも推進されています。東京都においても「東京都資源循環・廃棄物処理計画」に基づき、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革と、廃棄物処理システムの一層の充実強化が進められています。

こうした中、港区においては、家庭から排出される可燃ごみの中に再資源化可能な資源が相当数混入している実態等も踏まえ、適正な分別による資源化率のさらなる向

上が求められています。加えて、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現や、最終埋立処分場の残余期間延伸に向けた将来的な課題も見据え、３Ｒの徹底や食品ロスの削減はもとより、ごみとなり得るものを作らない・使わない、長く使い続ける、シェアリングする等、サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた施策の展開が重要です。

あわせて、全国的に多発しているリチウムイオン電池などの小型充電式電池等を原因とする清掃車両や処理施設での火災事故等への安全対策も大きな課題となっています。さらには、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害時においても迅速かつ適切に災害廃棄物を収集・運搬・処理できる、強靭で実行性の高い廃棄物処理体制の整備を進めることが急務となっています。

① 使い捨てや無駄のない暮らしの定着と社会課題に対応した清掃事業の実施

・ 大量生産・大量消費型の社会から循環型社会への移行を進めるため、区民及び事業者が自ら排出者であることを認識し、行動変容していくことが不可欠です。
・ 効果的な普及啓発や環境学習を通じて、マイバッグやマイボトルの利用促進などによるプラスチックの使用抑制を強化するとともに、フードドライブの拡充や食べきりの推進など、家庭や事業活動における食品ロス削減の取組を進めていくことが必要です。
・ 安全・安心で利便性の高い収集体制の確立に向け、ごみ出しが困難な高齢者やひとり親世帯への支援、外国人区民に対する周知など、世帯構造の変化に伴い多様化するニーズへ対応するため、福祉分野等とも連携しながら柔軟な収集サービスへの改善が必要です。
・ 大規模災害時においても、都市機能や生活・事業活動が維持できるよう、自治体間の広域連携も図りながら、実効力のある災害廃棄物処理体制を整備し、持続的な都市の社会基盤を構築していくことが必要です。

② 生活スタイルに適応したリサイクルの推進

・ 港区は全国に先駆け、全てのプラスチックの分別回収・リサイクルに取り組んできましたが、国の循環経済政策の強化を踏まえ、質の高い再生利用の仕組みを構築していくことが必要です。
・ 資源化率の向上に向けて、家庭における分別徹底の啓発に加え、資源回収の品目や回収拠点などの拡大、民間事業者と連携して再資源化の推進が必要です。
・ 区民のライフスタイルや地域コミュニティの変化に対応した、持続可能な集団回収制度の再構築が必要です。

③ 都市の清潔な環境の確保と持続可能な資源循環の推進

・ 活発な経済活動が行われる港区において、都市の清潔な環境の確保と持続可能な資源循環を実現するためには、大きな割合を占める事業系ごみの発生抑制と適正な分別・排出・資源化が不可欠です。

- これまで実施してきた大規模建築物への再利用計画書の提出義務や立入指導等に加え、事業者が自らの社会的責任として廃棄物の適正処理、排出抑制、再使用・再利用、再資源化に主体的に取り組むことが必要であり、都市の清潔な環境を維持する観点からも、特に飲食店等における適正な保管及び排出の徹底が重要です。
- 事業者に対する普及啓発や情報提供、実態に応じた指導等を通じて、都市環境の質の維持と経済活動との調和を図りながら、資源循環の取組を促進することが必要です。

第３節 良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）

港区における生活環境の保全状況をみると、光化学オキシダント*や非メタン炭化水素*を除き、多くの項目で環境基準を達成しています。区民からの苦情としては、都市再開発等の建設工事に起因する騒音・振動が多く、事業者に対する継続的な指導が必要です。

また、誰もが快適に暮らすことができるまちを実現するためには、地域清掃をはじめとするクリーンキャンペーンの推進や、適切な分煙環境を確保するための喫煙場所の整備など、多角的な取組を継続していく必要があります。特に、近年における訪日外国人客の急増をはじめとして、多くの来街者が港区を訪れるなか、路上等におけるごみのポイ捨て対策が急務となっています。

① 良好で安全な生活環境の確保

・ 大気環境や水質の保全、騒音、振動、有害化学物質など、区民の生活環境を守るための基本となる取組について、法令に基づく監視、測定、指導や、区民・事業者への情報提供、都に対する要請などに、引き続き取り組むことが必要です。
・ 羽田空港の新飛行経路に関わる騒音や環境影響について、区民の不安や影響を低減するため、区は引き続き必要な対策や国への要請、区民への情報提供等を推進することが必要です。
・

② 街づくりにおける環境配慮の促進

・ 区内で行われる民間の大規模な開発事業等において、周辺の生活環境や自然環境へ及ぼす影響を最小限に抑えるため、区独自の環境アセスメント*（環境影響調査）を活用し、計画段階からの環境配慮の徹底や適切な誘導を図るとともに、区民に対して取組を周知していくことが必要です。
・

③ 環境美化の推進

・ 国内外からの来街者が多い港区の特性を踏まえ、路上等へのごみのポイ捨て対策など環境美化の取組強化が必要です。日本に根付くごみの持ち帰り文化の啓発に加え、地域の状況に応じた適切なごみ箱の設置検討など、実効性のあるアプローチが重要です。
・ 快適な分煙社会に向けて、「みなとタバコルール」の周知・啓発の一層の強化が必要です。
・ 住居に大量の物品を溜め込み、近隣の生活環境に影響を及ぼす家庭に対して、福祉分野などの関係部署と連携した適切な対策、及び周辺住民への丁寧な対応が必要です。

第４節 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）

国において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けた動きが本格化しており、法制化された「自然共生サイト」などを通じて、企業や団体等の多様な主体による保全活動を促進する仕組みが整えられています。また、東京都においても、保全活動の拠点となる「東京都生物多様性推進センター」の開設など、積極的な取組を展開しています。

港区ではこれまで、公共空間の整備や民間開発に伴う緑化推進、区立公園の自然共生サイト認定の取得、雨水浸透施設の導入などを積極的に進めてきました。ネイチャーポジティブを実現するには、区民や事業者とのパートナーシップをこれまで以上に強化し、都心に残された貴重な緑地や水辺における生物多様性の保全・再生に向けた取組を加速していく必要があります。

① みどりあふれる快適なまちづくり

- 緑被率やみどり率に加え、「緑に関する新たな指標」を導入することで、都市における緑の価値を多角的に評価し、みどりの質の向上を図っていくことが必要です。
- 民有地等に現存する樹木や樹林等の貴重な緑を、次世代へ継承することができるよう、歴史あるみどりの保全に対する支援の拡充が必要です。
- 生きものの生息環境の向上を図るため、エコロジカルネットワークの形成に資するビオトープの整備が必要です。

② 生物多様性への理解促進と保全、再生

- 日々の消費行動や事業活動が生態系に与える効果や影響を「自分ごと」として捉えることができるよう、区民・事業者に対する普及啓発や環境学習の充実が必要です。
- 生物多様性の理解と浸透を図るとともに、生物多様性に配慮した製品の選択を促すなど、具体的な行動変容につながる取組の推進が必要です。
- ネイチャーポジティブの実現に向けて、自然共生サイトへの認定申請など、民間企業や地域団体が主体となった生物多様性の保全、再生の取組を後押しし、官民連携の強化を図ることが必要です。
- 都市空間の形成においても、公共空間の整備や民間の大規模なまちづくり・開発事業に対して、緑地・水辺の創出はもとより、在来種の選定や生態系ネットワークに配慮した整備を促すなど、生物多様性の保全・創出に向けた取組の誘導が必要です。

③ 水環境・水循環の保全、再生

・ 臨海部や運河など、港区の象徴である豊かな水辺資源において、環境保全と区民利用の双方が高い次元で両立するよう、区は明確な管理方針を整理するとともに、官民一体の協働運営体制を構築することが必要です。

・ 魅力的な水辺の利活用をさらに推進するため、その基盤となる水質保全対策のさらなる拡充が必要です。

第５節 環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）

国は「環境教育等の推進に関する基本的な方針」の改定を通じて、『個人の変容に留まらず、それを組織や社会経済システム全体の変革へとつなげていく重要性』を示し、その具体策として、中間支援機能*の強化や環境教育・協働の取組を推進しています。

港区においては、これまでの積極的な取組により、環境学習・環境イベントの開催数及び参加者数は拡大傾向にあります。今後はこれらの取組をさらに深化させ、区民の学習内容・機会の充実につなげるとともに、次世代の社会を担う子どもたちをはじめとした多様な層に対し、行動の変容と定着を促すようなアプローチが必要です。

また、多様な主体の参加を促し活動の裾野を広げるためには、区内の環境保全活動や団体等に関する魅力的な情報発信を強化し、その存在や役割の認知度を向上させるとともに、区民や事業者が活動しやすい環境を整備していくことが不可欠です。加えて、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」をはじめとした環境プラットフォーム*において、情報発信やマッチングなどの中間支援機能を強化し、実効性を高めていくことが重要です。

① 環境教育等による環境保全意識の向上

・ 暮らしの場面などにおいて行動変容の考え方を取り入れた啓発を行うなどにより、実効性のある普及周知を図っていくことが必要です。
・ 学校教育との連携や、子どもたちが楽しみながら主体的に取り組むことができる体験型の学習メニューを環境教育に盛り込むなど、多様な世代やライフステージに配慮した周知啓発や学ぶ機会の創出・拡充が重要です。

② 環境配慮行動の実践に向けた支援を拡充

・ 区民や事業者が日々の生活や業務の中で実践すべき指針である「環境行動指針*」について、ライフスタイルや時代の変化に合わせた更新が必要です。
・ 区民を対象としたみなとエコチャレンジや事業者によるみなとエコ宣言などの取組を進め、実践を促すことで、主体的な環境配慮行動につなげることが必要です。

③ 協働による環境保全活動の推進

・ 区民のライフスタイルや企業の事業環境の変化に柔軟に対応するため、区民、事業者、活動団体等の多様な主体をつなぐ「官民連携プラットフォーム」の機能の拡充が必要です。
・ それぞれの主体が抱える課題やニーズを丁寧にマッチングし、既存の枠組みを超えた共同プロジェクトや、互いの専門性を活かした協働・連携による環境保全活動の創出が必要です。

第４章 分野横断的な取組

現代の環境課題は、地球温暖化、資源循環の停滞、生物多様性の損失など、それぞれが複雑に絡み合い、多様化しています。こうした背景から、地球環境、資源循環、生活環境、自然環境、環境保全活動といった各分野を個別の課題として捉えて施策を展開するのではなく、これらを相互に関連し合う一連の「システム」として捉える統合的アプローチが不可欠となっています。

さらに、こうした環境課題のみに留まらず、福祉、防災、教育、産業振興といった環境の枠を超えた他の行政政策との連携や環境視点の組み込みが重要です。環境対策を講じることが、地域の防災力向上や、区民の健康・福祉の増進、地域経済の活性化といった「副次的効果（シナジー）」を生み出すという視点を持つことで、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、ひいては区民のウェルビーイングの向上へと結びつけていくことが非常に重要です。

港区がこれまで進めてきた、区民や事業者とのパートナーシップ及び全国の自治体との広域連携は、こうした分野横断的な取組を展開する上で大きな強みとなります。多様な主体が持つ多様な知見やリソースを掛け合わせることで、地域に新たな価値やイノベーションを創出していくことが期待されます。

港区が今後も都市型の環境政策におけるトップランナーとして走り続けるためには、多様な効果と価値を生み出すことが期待される「分野横断的な取組」について計画の中で重点化を図り、具体的な施策の実装と体制の強化を進めていくことが必要です。

第５章　施策の推進に向けて

第１節 推進体制

環境基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、「ＭＩＮＡＴＯビジョン」との整合を図りつつ、全庁的な連携・協力体制を構築し、包括的な視点から環境施策を推進していくことが必要です。また、広域的な環境問題に対応するため、東京都や近隣区との連携を図るとともに、区がこれまで先駆的に取り組んできた全国の自治体との協働・連携ネットワークをさらに深めていく必要があります。

港区では、これまで区と区民、事業者、地域団体など多様な主体が協働・連携することで、地域に根ざした活動を展開してきました。これらの活動をさらに発展させるため、地球環境、資源循環、自然環境、環境教育など、分野の垣根を越えて多様な主体が交流し、互いの知見の融合によって新たな価値を共創できる場や機会を拡充していくことが求められます。

環境問題の解決には、区民や事業者が環境の保全に配慮した行動に主体的に取り組むことが不可欠です。デジタル技術やポイント制度等を効果的に活用しながら、誰もが「自分ごと」として捉えられるよう分かりやすく情報発信し、具体的な環境行動の実践へとつなげていく必要があります。特に、これからの未来を担う次世代の子どもたちに対しては、より共感を呼ぶアプローチや分かりやすい周知啓発が期待されます。

第２節 進行管理

本環境基本計画を実効性のあるものとするため、区は、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（点検・評価）」「Act（対策・改善）」のサイクルを繰り返し、事業を継続的に改善するという形で計画の進行管理を行ってきました。また、事業の実施状況や成果については環境審議会へ報告し評価を受けるとともに、施策の進捗状況を包括的に点検・評価した結果を「港区環境白書」に示すことにより、区民や事業者への分かりやすい公表に努めてきました。

今後も引き続き、計画の実行性を更に高め、区民や事業者等の環境意識の啓発及び行動を促していくため、PDCA サイクルに沿った施策の点検・評価、改善を継続し、その結果を区民、事業者等に分かりやすく伝えていくことが必要です。

■用語解説

ＥＶ
バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。
ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。
雨水浸透対策
降った雨水を集めて地下に浸透させることにより水路や河川の負担を軽減する役目を果たす他、開発等で地表を覆うことにより起こる地下水・湧き水の枯渇を防止するなど、水環境を守る効果もあり、都市における健全な水循環の保持・創出に資する対策のこと。
エコフレンドリー
「環境に優しい」という意味。
エコロジカルネットワーク
個々の生きものの生息地が、生きものの移動が可能であるようにつながれた状態にあること。野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然のふれあいの場の提供などの機能が発揮されることが期待される。
カーボンクレジット
省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO_2の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボンハーフ
2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくこと。
環境アセスメント
開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して環境配慮がなされるようにするための一連の手続きのこと。
環境行動指針
港区環境基本条例前文にある「すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって環境にやさしい継続的な行動をとる」という理念に基づき、条例第８条に区長が策定することを規定されている、区民・事業者・区がとるべき具体的な環境保全行動のこと。
グリーンインフラ
社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

光化学オキシダント
大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因となる。
昆明・モントリオール生物多様性枠組
令和４（2022）年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された、新たな生物多様性に関する世界目標。生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平、生物多様性と健康などが考慮事項として掲げられている。
再資源化事業等高度化法
効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律のこと。
ＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマース
３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも「ごみの発生量を減らすリデュース」・「ものをそのまま繰り返し使うリユース」を事業スキームとして体現したビジネスのこと。
サステナブルシティ
持続可能な都市のこと。
シェアサイクル
地域内のどのサイクルポートからでも、自転車を貸出・返却ができる自転車の共有サービスのこと。ポートにある自転車を乗りたいときに借りて、行きたい場所のポートで返すことができる。区では放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上、地区内の回遊性を高め、観光振興や商店街振興など関連する施策の推進等を目的とした自転車シェアリング事業を実施している。
GX-ZEH
「GX Net Zero Energy House（グリーントランスフォーメーション・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。今後、より高い省エネルギー性能を掲げることが期待されること、また、再生可能エネルギーの自家消費の拡大の促進を行う必要があることを踏まえ、新しく作成されたZEHの定義のこと。
資源有効利用促進法
資源が大量使用・大量廃棄されることを抑制し、リサイクルによる資源の有効利用の促進を図るための法律。
自然環境デジタルミュージアム
東京都が昭島市に整備を進める、生物多様性に関する情報を継続的に収集・一元管理し、その発信を通じて生物多様性の保全・回復に向けた行動変容を促す戦略的拠点

となるミュージアム。
自然共生サイト
「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地などにおいて、民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画として国から認定を受けた活動を、実施する区域のこと。
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）
「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、暑さをしのげる場所として一般に開放するほか、熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、暑さを避けるための滞在場所としても開放している施設のこと。区内には106か所（2026年７月31日時点）のクーリングシェルターがある。
循環経済（サーキュラーエコノミー）
３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。
生物多様性国家戦略2023-2030
令和5（2023）年3月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050 年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標（2030 年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」としている。国際目標である30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指している。
ZEH
「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。
ZEB
「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
ゼロエミッション
産業活動に伴う廃棄物等に起因する環境負荷をできる限りゼロに近づけるため、産業における生産等の工程を再編成し、廃棄物の発生を抑えた新たな循環型産業システムを構築することを目指すこと。一企業や一産業では自社内等で発生する廃棄

物を極力最小化し再利用や再資源化を最大にしてもなお発生する廃棄物を、他の企業や産業と連携を図ることによって適切にリサイクルしていくとともに、廃棄物処理を再生物の生産へと変えていこうとするものでもある。

第五次循環型社会形成推進基本計画

令和６（2024）年８月に閣議決定された、循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づく計画。循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定された。

脱炭素（カーボンニュートラル）

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

食べきり協力店

小盛りメニューの導入や、食べ残しを減らすための案内など、食べ残し削減に向けた活動を積極的に行っている飲食店のこと。区内には約300店の登録店がある。※2026年３月現在

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずることで、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進しようとする法律。

中間支援機能

区民、事業者、団体、学校、行政など多様な主体をつなぎ、情報交流やネットワーク形成、対話と協働を促進することで、地域課題の解決や持続可能な地域づくりを支える機能。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

平成13（2001）年４月に施行され、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする条例。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方のこと。

非メタン炭化水素

メタン以外の炭化水素の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つ。

プラットフォーム

情報共有やマッチングの場・仕組みのこと。

ブルーインフラ
CO_2吸収源対策や生物多様性等の様々な課題の解決に貢献するブルーカーボン生態系（藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素を隔離・貯留する海洋生態系のこと）及びその生息環境を形成する基盤となる藻場・干潟等のこと。
ライフサイクルカーボン
建築物の設計から建設、運用、解体に至るまでのライフサイクル全体において排出されるCO_2を含む環境負荷のこと。
緑被率
緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）に覆われている面積の割合のこと。
レジリエンス
災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。